

# 市民委員会資料

## 所管事務の調査（報告）

### 川崎市競輪場内売店使用条例等の一部改正に関する パブリックコメント手続について

資料 1 川崎市競輪場内売店使用条例等の一部改正の概要について

資料 2 川崎市競輪場内売店使用条例等の一部改正について

資料 3 川崎競輪場西側施設売店図

参考資料 パブリックコメント手続用資料

経済労働局

平成 25 年 5 月 29 日

## 川崎市競輪場内売店使用条例等の一部改正の概要について

### 1 改正の趣旨

「川崎競輪場再整備基本計画」に基づき、「公園との一体感を感じられる空間づくり」、「持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくり」を図るべく、再整備工事を実施しております。その一環として、今年度末に、投票機能、飲食機能、レストハウス機能を有する西側施設が完成する予定です。この西側施設には飲食店を含む売店を15店舗設置し、新たに使用料を設定する等のため、既存の「川崎市競輪場内売店使用条例等」を一部改正します。

### 2 改正の概要

- (1) 西側施設売店に係る使用料の設定
- (2) 現在の運用状況を踏まえた規定の見直し
- (3) 条例・規則等の文言整理等

### 3 西側施設の概要

鉄骨造3階建一部2階建、延べ床面積5,676㎡  
売店15店舗

### 4 改正のスケジュール

平成25年6月～7月	パブリックコメントの実施
9月	議会報告（パブリックコメント実施結果）、条例改正案の提案
10月	条例公布、新規売店使用者の募集開始
12月	売店使用者選定委員会開催
平成26年4月	条例施行、西側施設供用開始

### 5 パブリックコメントの概要

- (1) 募集期間 平成25年6月14日～7月16日
- (2) 閲覧場所 かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各区役所・支所・出張所、市民館、図書館、川崎市ホームページ、川崎競輪場
- (3) 意見提出方法 電子メール、郵送、ファックス、持参

## 1 競輪場内の売店

### 1 売店の役割

- 競輪場のファンサービスのため、各競輪場に売店を設置
  - 競輪場設置許可基準に係る平成18年12月28日号外経産省告示第369号（自転車競技法第4条第4項・同法施行規則第10条第4号に基づく。）において、「顧客の用に供する施設等」として、売店を競輪場内に置かなければならない旨を明記
  - 競輪場のお客様への食事、お酒、おつまみ提供の場。レース展開の語らいの場



### 2 川崎競輪場内の売店

- 全国トップレベルの店舗数
  - 平成25年4月現在、17店舗が営業。和・洋・中（すし、フライ、ラーメン）、おつまみ（もつ煮、串揚げ）等、品揃えも豊富
- 競輪開催日に合わせて営業
  - 原則として、本場競輪開催日は営業
  - 場外開催日も競輪場のサービス向上のため市に協力し営業
  - 平成24年度開催日数 220日
- 市と連携して地域住民にもサービス提供
  - 記念競輪（桜花賞）や夏のナイター開催において、イベント等に協力



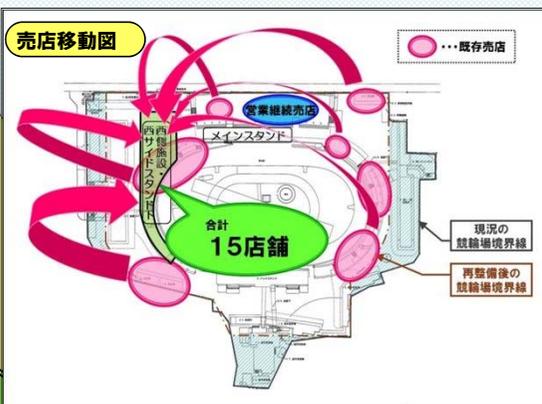
## 2 条例等改正の概要

### 1 改正の目的

- 川崎競輪場再整備に伴い平成26年4月に供用開始となる西側施設には、売店を設置するため、西側施設の新設売店使用料の設定を行うほか、現行の条例・規則等について現在の運用状況を踏まえた見直しを行う等、必要な改正を実施

#### \*川崎競輪場再整備に伴う西側施設への売店の集約\*

- 西側施設は競輪来場者用の観覧施設としてだけでなく、公園利用者にも居心地よく感じられる空間とするため、多数の売店を集約。



#### \*\*西側施設の売店\*\*

合計15店舗

《西側施設》9店舗

- 1階.....◆物販売1店舗（約30㎡）
- 2階.....◆飲食店 2店舗（約65㎡ + 約60㎡）
- ◆物販売2店舗（約8㎡ + 約10㎡）
- 3階.....◆飲食店 2店舗（約60㎡ + 約40㎡）
- ◆物販売2店舗（約8㎡ + 約10㎡）

《西サイドスタンド下》

- ◆飲食店.....6店舗（約40㎡×6）

## 2 改正の内容

### ① 西側施設内売店に係る使用料の設定等

#### 現行の使用料額

☆面積や立地条件等を考慮し使用料を決定

《条例第5条（使用料の額）》

売店の使用料は、1店舗当たり  
1競輪開催期間6,000円以内において  
市長が定める額に100分の105を乗じて  
得た額とする。ただし、市長が特に  
必要と認めたときは、これを減免する  
ことができる。

《施行規則第4条（使用料について市長が定める額）抜粋》

級	金額
A	1競輪開催期間につき6,000円
B	1競輪開催期間につき5,500円
C	1競輪開催期間につき5,000円
D	1競輪開催期間につき3,500円

1競輪開催期間＝6日間。6日間に満たない場合は日割計算

西側施設・西サイドスタンド下の売店に係る使用料を設定  
公平性と透明性を重視

#### 新たに定める使用料額



☆単価は、他の競輪場の売店使用料を参考とした上、適正な料金となるよう検討

- その他、再整備中に限り暫定的に営業を継続する既存の売店の使用料については、附則の中で規定

### ② 現在の運用状況を踏まえた規定の見直し

- 新規売店使用者募集に備え、幅広く応募者を募るために**使用者の資格要件を緩和**
  - @市内に居住し、かつ、⑥市内で飲食店を営業していなければならなかったものを、@⑥どちらかを満たしていればよく、⑥については飲食店に限らず、物販売等の事業を行っていればよいものへ変更
- 使用者間の公平性を守るため、協同組合か否かにより2年と1年とに分かれていた**使用期間を1年に統一**
- 使用者の費用負担（電気・ガス・水道等）**についての規定を新たに追加
- 売店使用者の適正な管理に資するため、**営業状況に係る報告・調査義務規定**を新たに追加
- 売店内居住の禁止規定の削除** 等

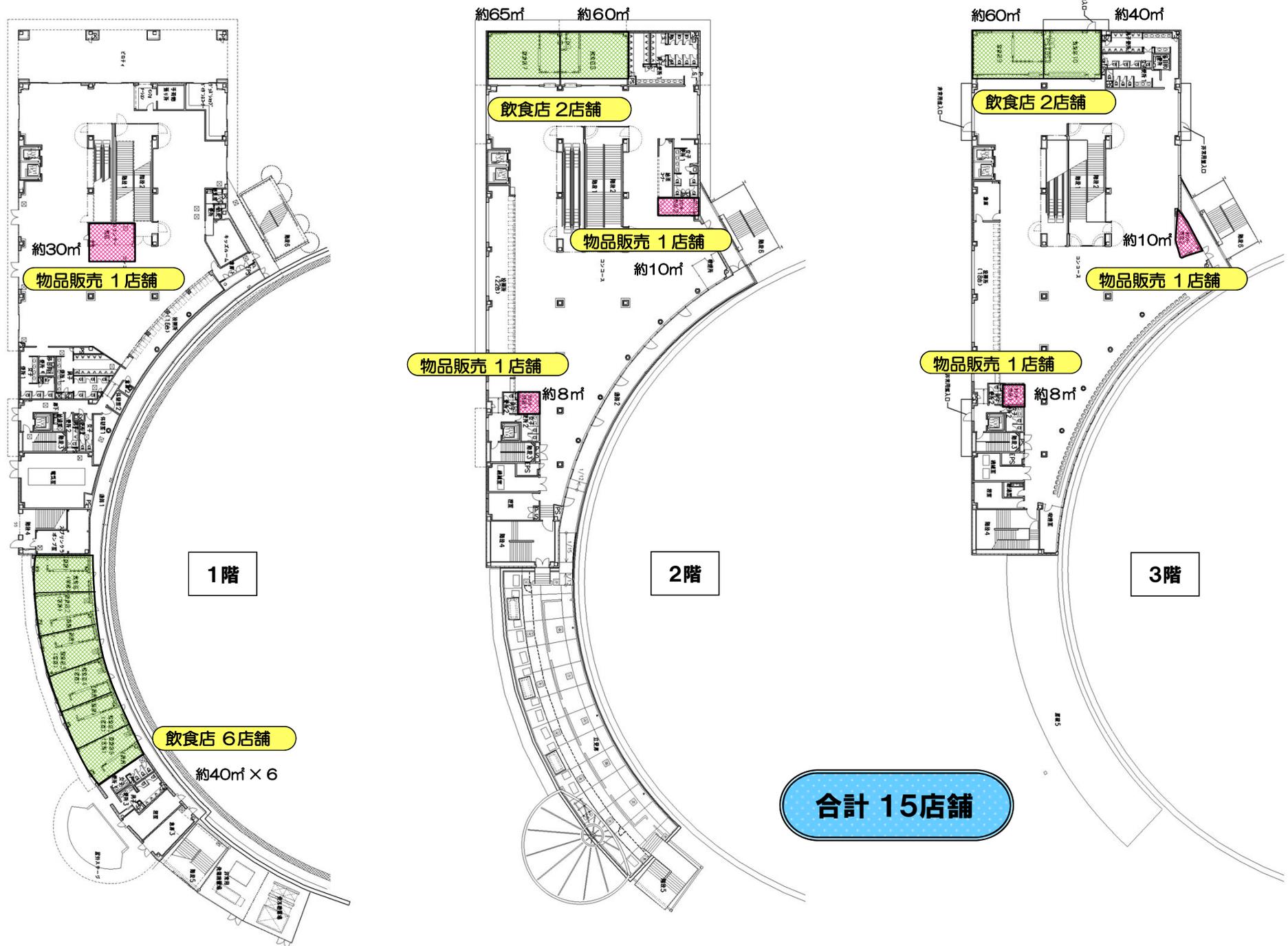
### ③ 条例・規則等の文言整理等

- 条例・規則等を見直し、売店使用者に対し義務を課し制限を設ける規定等は条例に規定
- 規則等に必要書類の様式を追加

## 3 今後のスケジュール

- 平成25年6月～7月 パブリックコメント実施（6月14日～7月16日）
- 平成25年9月 議会報告（パブリックコメント実施結果）  
改正条例議案を市議会へ提出
- 平成25年10月 条例公布 周知開始  
新たな条例等の条件に基づく売店使用者の募集開始
- 平成25年12月 選定委員会を開催し売店使用者を決定
- 平成26年4月 条例施行 西側施設供用開始  
西側施設及び西サイドスタンド下売店の営業開始

# 川崎競輪場西側施設売店図



パブリックコメント手続用資料

川崎市競輪場内売店使用条例等の一部改正について  
市民の皆様のご意見を募集します

現在進行中である川崎競輪場再整備の一環として、富士見公園との共存・調和を図るとともに、市民の多目的利用を促進する施設、西側施設の建設を進めています。  
競輪来場者用の観覧施設としてはもちろん、公園利用者にも居心地よく感じられる空間とするため、この西側施設には多数の売店を集約し、新規売店募集も行う予定です。  
これに対応したものとするため、川崎市競輪場内売店使用条例等の一部改正をいたします。つきましては、市民の皆様のご意見を募集します。

1 改正の目的

「公園との一体感を感じられる空間づくり」、「持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくり」をメインコンセプトとして第1段階のコンパクト化を行い、「富士見周辺地区のまちづくり」に貢献することを目指す川崎競輪場再整備基本計画(平成22年9月策定)及びエントランスゾーン整備とプロムナード的空間整備の重点的な実施を目指す富士見周辺地区整備実施計画(平成23年3月策定)に基づき、西側施設の建設を進めています。(平成26年4月供用開始予定)

西側施設については、市民利用にも寄与する公園のレストハウス機能としても活用できるように1階に休憩所、多目的トイレ、キッズルーム、授乳室を設置するほか、多種多様な売店を取り揃え、快適な空間の創出を目指します。

この西側施設の売店営業についても網羅した内容とするため、川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正します。



**西側施設の売店施設**

◆合計15店舗◆

\*西側施設\*

- 1階      • 物品販売…1 店舗
- 2階      { • 飲食店…2 店舗  
              • 物品販売…2 店舗
- 3階      { • 飲食店…2 店舗  
              • 物品販売…2 店舗

\*西サイドスタンド下\*

- 飲食店……………6 店舗

2 「川崎市競輪場内売店使用条例」等の主な改正内容

西側施設の新設売店使用料を追加するほか、現行の条例・施行規則等について現在の運用状況を踏まえた見直しを行う等、新規売店営業に対応できる規定とするため、必要な改正を行います。

(1) 西側施設内売店に係る使用料の追加等

- ・西側施設内売店の使用料については、使用料額の公平性・透明性を重視し、単価(1日における1㎡あたりの金額)を設定した上で、それに売店の使用面積、開催日数及び消費税等に乗じて算出

**現行の使用料額**

☆面積や立地条件等を考慮し使用料を決定  
《条例第5条(使用料の額)》

売店の使用料は、1店舗当たり1競輪開催期間6,000円以内において**市長が定める額に100分の105**を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを減免することができる。

《施行規則第4条(使用料について**市長が定める額**)抜粋》

級	金額
A	1競輪開催期間につき6,000円
B	1競輪開催期間につき5,500円
C	1競輪開催期間につき5,000円
D	1競輪開催期間につき3,500円

※1競輪開催期間=6日間。6日間に満たない場合は日割計算

西側施設・西サイドスタンド下の売店に係る使用料を追加  
**公平性と透明性を重視**

**新たに定める使用料額**

単価(1日における1㎡あたりの金額) × 売店の使用面積 × 開催日数 × 消費税等

☆単価は、他の競輪場の売店使用料を参考とした上、適正な料金となるよう検討

- ・その他、再整備中に限り暫定的に営業を継続する既存の売店の使用料については、附則の中で規定

(2) 現在の運用状況を踏まえた規定の見直し

- ・新規売店使用者募集に備え、幅広く応募者を募るため、資格要件を緩和
  - \* 市内に居住し、かつ、市内で飲食店を営業していなければならなかったものを、どちらかを満たしていればよく、については飲食店に限らず、物品販売等の事業を行っていればよいものへと変更
- ・使用者間の公平性を守るため、協同組合か否かにより2年と1年とに分かれていた使用期間を1年に統一
- ・使用者の費用負担(電気・ガス・水道等)についての規定を新たに追加
- ・売店使用者の適正な管理に資するため、営業状況についての報告・調査義務規定を新たに追加
- ・売店内居住の禁止規定の削除 等

(3) 条例・規則等の文言整理等

### 3 意見の募集

- ・ 期 間：平成25年6月14日(金)から7月16日(火)まで
- ・ 閲覧場所：ホームページ、情報プラザ(市役所第3庁舎2階)、各区役所・支所  
・ 出張所、市民館、図書館、川崎競輪場
- ・ 提出方法：電子メール(川崎市Webフォームメール)、FAX、郵送、  
持参のいずれかでお寄せください。  
御意見には、必ず「題名」「氏名(法人又は団体の場合は名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。
- ・ 提出先・意見募集に関するお問い合わせ先：  
川崎市経済労働局公営事業部総務課  
〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6  
電話 044-233-5501 FAX 044-233-8262  
持参の場合は、土日祝日を除く8時30分から12時、13時から17時15分の時間帯で、川崎市経済労働局公営事業部(川崎競輪場)までお持ちください。

### 4 注意事項

- ・ 御意見に対する個別対応はいたしませんので、御了承ください。
- ・ 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見の概要等を公表する際に、個人情報を公開することはありません。
- ・ 電話又は口頭での御意見の提出は御遠慮願います。

#### \*参考\*川崎競輪場内の売店について

現在の売店は、競輪場のファンサービスのため設置されているもので、平成25年4月現在、17店舗が営業をしています。原則として、本場競輪開催日は営業を行うこととなっており、場外発売日においても競輪場のサービス向上のため市に協力し営業しています。平成24年度の競輪開催日は220日です。

競輪事業に歳入として売店使用料を納めているほか、記念競輪(桜花賞)や夏のナイターの開催時には、市と協同して地域住民へ来場を促すイベントを行う等、川崎競輪場の運営に貢献しています。

